

## 関西看護医療大学学生納付金の納入等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、関西看護医療大学学則第48条に規定する学生納付金の納入期限、身分異動に伴う取扱いその他について定める。

(定義)

第2条 この規程において学生納付金とは、授業料、実験実習費、施設設備費をいう。

(納入方法)

第3条 学納金の納入方法は、原則として銀行振込みとする。

(納入期限等)

第4条 学納金は、前期（4月1日から9月15日）と後期（9月16日から3月31日）の2期に分けて納入するものとし、納入の始期及び納入の期限は次表に掲げるとおりとする。

区 分		新入学生	在学生
前期	納入始期		4月1日
	納入期限	入学の前年度の 3月31日	4月30日
後期	納入始期	9月16日	9月16日
	納入期限	10月15日	10月15日

2 前項の納入期限日が銀行等の営業休業日である場合は、翌銀行営業日を納入期限日とする。

(分納及び延納)

第5条 在学生在がやむを得ない事由により納入期限までに学納金を納入できない場合は、分納及び延納を許可することがある。ただし、納入期限前に「授業料等分納・延納願」を提出し、学長の許可を得なければならない。

2 「授業料等分納・延納願」は、原則として各期の納入期限後においては受理しない。

3 分納回数は5回を上限とし、最終回の納入期限は各期の納入期限から4ヶ月を限度とする。

4 延納期間は、各期の納入期限から4ヶ月を限度とする。

(延納者の滞納許容期間)

第6条 延納願が未提出である者の滞納許容期間は、納入期限日の翌日から起算して2週間とする。

(督促状送付及び除籍予告通知)

第7条 滞納許容期限を過ぎた学納金未納者には、督促状を送付するとともに、除籍となる旨の

予告の通知を行う。

(未納による除籍)

第 8 条 学納金納入の督促に応じず、指定の期日までに学納金を完納しない者は、教授会の議を経て学納金未納による除籍とする。

2 前項に規定する除籍の事実を、本人及び保証人（親権者）に通知するものとし、通知不能の場合は当該学生の学籍番号を表示した書面により除籍したことを学内に掲示する。

3 除籍された者は、本学学生としての一切の資格を失う。

(休学者及び退学者の学納金)

第 9 条 休学を 1 ヶ年（4 月から翌年 3 月まで）許可された場合の学納金は、本来納入すべき授業料の年額の 12 分の 1 とする。

2 休学を 1 期間（前期 4 月 1 日から 9 月 15 日まで又は後期 9 月 16 日から翌年 3 月 31 日まで）許可された場合の学納金は、この間に本来納入すべき授業料の 12 分の 1 とする。

3 前 2 項の取扱いは、原則として学納金の納入期限までに休学願いが提出されていることを条件とする。

4 納入期限日の到来後、学納金未納のまま休学を願い出た場合は、原則として休学願を受理しない。

5 納入期限日の到来後、学納金未納のまま退学を願い出た場合は、学生死亡の場合を除き、原則として退学願を受理しない。

(補則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、学納金の納付等に関し必要な事項は学長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

2 平成 21 年度第 1 期（前期）においては第 4 条の規定を適用しない。

附 則

この規程は、平成 23 年 1 月 12 日から施行し平成 22 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日より施行する。